

令和9年度 個人情報保護委員会 重点施策のポイント

個人情報の適正な取扱いと国民の安心・安全の確保に向け、個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等、個人情報及び特定個人情報の取扱いにおける安心・安全の確保、国際連携の強力な推進、デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発を柱として、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を推進する。

1 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等

- ◇ 「個人情報の保護に関する基本方針」及びその推進等のための「個人情報の適正な取扱いに係る政策の基本原則」も踏まえ、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報等を取り扱う各主体における官民や地域の枠又は国境を越えた個人情報等の適正な取扱いに関し、個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視・監督等の役割を果たす。
- ◇ 個人情報等を取り巻く新たな課題に対応するための「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和8年法律第56号。以下「令和8年改正法」という。）が令和8年7月に成立したことから、令和8年改正法の円滑な施行に向けて、有識者やステークホルダーの意見を十分に踏まえながら、下位法令等の整備を進める。また、令和8年改正法等の積極的な周知に取り組む。
- ◇ 国内外における個人情報等の保護・利活用に関する動向やAIの急速な普及を始めとした関連技術に関する動向等を引き続き的確に把握し、外的環境の変化に即応した個人情報保護制度の円滑かつ適切な運用につなげる。
- ◇ 個人情報保護政策の企画立案を戦略的に推進する体制の強化や、専門性の高い人材の育成・確保に取り組む。

【主な施策等】

- 令和8年改正法の円滑な施行に向けた取組
- 個人情報等の適正な利活用の推進
- 個人情報等の取扱いに関連する新興技術の把握
- 民間分野における自主的取組の推進
- デジタル化の進展等に対応するための体制強化

2 個人情報及び特定個人情報の取扱いにおける安心・安全の確保

- ◇ 個人情報及び特定個人情報の漏えい等事案の報告に対して、同種の事案が起きないように必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使することや、不断の監視等により発覚した不適正な取扱事案について、適時適切に監視・監督権限を行使することにより、国民の安心・安全を確保する。
- ◇ 令和8年改正法により新たに導入される課徴金制度の円滑な施行を始め、個人情報等の取扱いに係る悪質な違反行為を実効的に抑止するための監視・監督体制の強化を図る。

【主な施策等】

- 個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する効果的・効率的な監視・監督の実施
- 監視・監督システムによる特定個人情報の不適正利用の早期発見と抑止強化
- 特定個人情報保護評価制度の適切な運用
- 総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）の充実等
- 課徴金制度の円滑な施行等に向けた監視・監督体制の強化

3 国際連携の強力な推進

デジタル化の進展に伴い、個人情報を含むデータの安全・円滑な越境流通の重要性がさらに増す中、我が国は政府全体として、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：D F F T）を推進している。特に、個人情報保護及びプライバシーの分野における国際的なD F F Tの推進及び具体化について、我が国では委員会が中心となって取り組んでいる。排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。

【主な施策等】

- 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築
- 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築
- 国際動向の把握と情報発信
- 国際協力分野に係る体制基盤強化と人材育成

4 デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発

- ◇ 民間部門、公的部門双方の個人情報保護制度に関する司令塔として、令和8年改正法の制度改正内容の周知を的確に行うとともに、デジタル社会において個人情報等が適正に取り扱われるよう、監視・監督活動や相談対応等を通じて把握した課題等について、積極的に情報発信を行う。
- ◇ 広く国民を対象に、「個人情報リテラシー」を高めるための広報・啓発活動を訴求対象に応じて効果的に展開する。さらに、関係機関と連携した周知等、広報・啓発の充実を図る。

【主な施策等】

- 令和8年改正法の制度改正内容の周知
- 法制度の内容の周知及び個人情報保護制度に関する司令塔としての発信力強化
- 「個人情報リテラシー」を高める広報・啓発活動を訴求対象に応じて効果的に展開